

旭川市学校施設スポーツ開放事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校施設スポーツ開放事業（以下「開放事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、市立学校の屋内運動場その他の施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ及びレクリエーションに開放することで、地域住民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康と体力の維持増進を図ることを目的とする。

(対象となる学校)

第3条 この事業で施設を開放する学校（以下「開放校」という。）は旭川市内の全ての小・中学校とする。

2 開放校において実施する種目は、開放する学校施設において可能な種目とする。

(主事、主事補及び管理指導員)

第4条 開放事業実施のため、開放校に主事、主事補及び管理指導員を置く。

2 主事及び主事補は、観光スポーツ部長が委嘱するものとし、その職務は別に定める。

3 管理指導員は、開放校主事を経由して観光スポーツ部長に対して登録を行った者から選任するものとし、その職務は別に定める。

(管理)

第5条 開放事業に関する施設及び設備の管理に関しては観光スポーツ部が行う。

(利用条件)

第6条 開放校を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 利用団体は、原則として旭川市民で10人以上の会員がいる団体とする。

(2) 利用団体は、定められた使用料及び屋外運動場照明電気料を納付しなければならない。

(3) 利用団体は20歳以上の利用責任者を定め、利用責任者は利用に当たっての責任を負うものとする。

(4) 利用団体は、原則として会員の半数以上が同一の場合には、団体の名称又は利用責任者等を変更し、複数の開放校に登録してはならない。

(5) 利用団体は、学校施設スポーツ開放事業主事・主事補及び管理指導員の指導に従わなければならない。

(利用団体登録申請)

第7条 利用団体は、別に定める様式による利用団体登録のための申請書を希望する開放校の主事を経由して観光スポーツ部長に提出しなければならない。この場合において、登録は上・下期ごとに行うものとし、年度の中途から利用する団体についても、同様とする。

(利用調整会議)

第8条 利用団体は、計画的・効率的な開放実施のために、年2回実施する利用調整会議に出席し、利用許可を受けなければならない。

(利用計画届)

第9条 利用団体は、利用許可に基づく月ごとの利用計画について、利用計画届を主事に提出しなければならない。利用計画届は、原則として利用月の前月までに1か月分を提出するものとする。

(遵守事項)

第10条 利用団体は、次の事項を遵守しなければならない。この場合において、利用責任者は、会員にこれらの事項を遵守させる責を負うものとする。

- (1) 利用開始時間・人員・終了時間及び利用状況を管理指導員に報告すること。
- (2) 利用時間を厳守すること（開放時間内に準備・後片付けも終了させること。）。
- (3) 利用後に清掃及び使用器具の整理整頓をし、退館前に管理指導員の点検を受けること。
- (4) 用具（ラケット・ボール・シャトルコック等）及び救急薬品を持参すること。
- (5) 利用中の飲食は、主事・主事補及び管理指導員の許可を得た場所で行うこと。
- (6) 学校敷地内で喫煙は禁止する。
- (7) 利用中に出了ごみを持ち帰ること。
- (8) グラウンドへ車両を乗り入れないこと。
- (9) 許可された施設以外の場所に立ち入らないこと。
- (10) 許可なく学校の備品等を使用しないこと。
- (11) 火災予防はもとより危険・事故・破損等の防止に努めること。
- (12) スポーツ傷害保険に加入すること。
- (13) 利用団体の責任により生じた事故については、その一切の責任を負うこと。
- (14) 施設・器具等が破損した場合は、速やかに管理指導員に報告すること。この場合におい

て、その修繕費用は利用団体の負担とする。

- (15) 利用予定日の利用を中止する場合に必ず前日までに連絡すること。
- (16) 利用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (17) 児童生徒に対し、会員募集を目的としたチラシ等を配布しないこと。

(利用中止)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は開放を中止する。

- (1) 学校教育に支障が生じたとき。
- (2) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) その他観光スポーツ部長が必要と認めたとき。

(利用禁止)

第12条 利用団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、以後の利用を禁止することができる。

- (1) 利用により施設・設備に破損が生じ、今後とも破損を生じることが予測されるとき。
- (2) 利用団体の人数が少ないとき。
- (3) 虚偽の申請により、利用されていることが判明したとき。
- (4) 利用予定日の利用を連絡なく中止したとき。
- (5) 定められた使用料、屋外運動場照明電気料を支払わないとき。
- (6) 学校施設スポーツ開放事業主事、主事補及び管理指導員の指導に従わないとき。
- (7) 営利を目的とした私塾的な運営を行っているとき、又はそのおそれがあるとき。
- (8) その他この要綱に違反したとき。

(開放区分)

第13条 施設の開放区分は別表第1のとおりとする。

(スポーツ少年団等)

第14条 スポーツ少年団その他これに類する団体の認定を受けた利用団体は、利用団体登録申請の際に、別に定める認定書を主事に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第15条 開放事業の使用料は、旭川市学校施設スポーツ開放事業利用券（以下「利用券」という。）により納入しなければならない。この場合において、特段の理由があると認められるときを除き、利用券の払戻しは行わないものとする。

2 利用券は1枚300円及び50円の2種類とし、それぞれ10枚で1シートとする。

- 3 利用券は、1シート単位とする。ただし、特段の理由により1シート単位とすべきでない
と観光スポーツ部長が認めるときは、この限りでない。
- 4 利用券は、次の場所及び時間で取り扱う。
 - (1) スポーツ推進課 午前8時45分から午後5時15分まで（年末年始を除く平日に限
る。）
 - (2) 旭川市総合体育館 午前9時から午後9時まで（年末年始及び各月の最終金曜日を除
く。）
 - (3) 旭川市旭川大雪アリーナ 午前9時から午後9時まで（年末年始及び第1水曜日を除
く。）
 - (4) 旭川市東地区体育センター 午前9時から午後10時まで（年末年始を除く。）
 - (5) 忠和公園体育館 午前9時から午後9時まで（年末年始及び第4月曜日を除く。）
 - (6) 東豊公園体育館 午前9時から午後9時まで（年末年始及び第4月曜日を除く。）
 - (7) 市内各公民館 午前8時45分から午後5時15分まで（年末年始を除く平日に限
る。）
- 5 利用予定日の前日までに主事に利用中止の連絡があった場合は、その使用料は徴収しない。
（使用料の算定の特例）

第16条 屋内運動場その他の学校施設を有効に活用するために、全面又は半面を分割して使
用するときは、使用する面積の割合に応じて使用料を算定する。

- 2 管理指導員を配置せず、利用団体が学校の屋内運動場その他の施設の利用に際し、自主的
に管理を行う場合は、使用料を5割減額した額とする。
- 3 前2項の規定により算定した額が、100円以上150円未満のときは100円とし、5
0円以上100円未満のときは50円とし、50円未満のときは無料とする。
（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、観光スポーツ部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

開放区分

開放施設	区分	平日	土曜日
体育館	午前	—	—
	午後	—	午後2時から午後5時まで
	夜間	小学校 午後6時から午後9時まで 中学校 午後7時から午後9時まで	午後6時から午後9時まで
屋外運動場 (小学校)	午前	—	—
	午後	—	午後1時から午後4時まで
	夜間	午後5時から午後7時まで	午後5時から午後7時まで

備考

- 1 開放時間は、開放校により若干異なることがある。
- 2 原則として、土曜日の午前中、日曜日及び祝祭日の開放は行わない。ただし、観光スポーツ部長が認めた場合は、その限りでない。
- 3 小学校は、屋外運動場の開放を行う。この場合において、屋外照明施設設置校の夜間の開放は、午後6時から午後9時までとする。